農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 政府の輸出額目標（2025年までに2兆円、2030年までに5兆円）達成には、**成長する海外市場で稼ぐ方向への転換**が必要。本戦略は農林水産事業者の利益拡大と輸出拡大を実現するために策定
（令和２年12月策定、令和５年12月最終改訂）
- 輸出拡大には、**海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産販売**する体制（プロダクトアウトから**マーケットイン**への転換）が必要
- 本戦略では、**３つの基本的考え方**に基づいて政策を立案

３つの基本的な考え方と具体的施策

１．日本の強みを最大限に発揮するための取組

- 海外で評価される日本の強みがある**輸出重点品目**（現在**２９品目**）を選定し、**各品目でターゲット国・地域と輸出目標を設定**
- 輸出重点品目についてオールジャパンによる輸出促進活動を行う**認定品目団体の取組の強化**
- 輸出先国・地域に**輸出支援プラットフォームを設置**し、現地で輸出事業者を専門的・継続的に支援

２．マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- リスクを取って輸出に取り組む**事業者の投資への支援**（公庫融資、税制特例等）
- **マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開**
- **地域ぐるみの生産・流通の転換による輸出産地の形成を支援**するとともに、**「フラッグシップ輸出産地」（仮称）を選定し支援**
- **輸出人材**の育成・確保
- 輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の**海外展開の支援**

３．政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和に向けて政府一体となった協議**を実施
- 輸出加速を支えるため、**輸出証明書発行や施設認定など輸出先国・地域の規制への対応**について、政府一体となって体制整備
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産を守り「稼ぎ」に変える**ための**知的財産対策の強化**

輸出産地の形成

１．輸出先国の規制やニーズに対応したモデル輸出産地の形成

○　拡大する海外市場を獲得していくためには、輸出先国の規制やニーズに対応した産地をさらに増加させていくことが必要。
○　以下の支援策を活用しつつ、地域ぐるみで生産・流通の転換に取り組む輸出産地の形成を推進。
〈予算措置〉GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 10億円 (R5補正)、大規模輸出産地モデル形成等支援事業　4億円 (R6当初)

１　地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

○　産地から現地販売まで一気通貫したサプライチェーンを確立するため、輸出産地・事業者、都道府県、JA系統、輸出商社等の地域の関係業者が参画する輸出推進体制の組織化を支援。

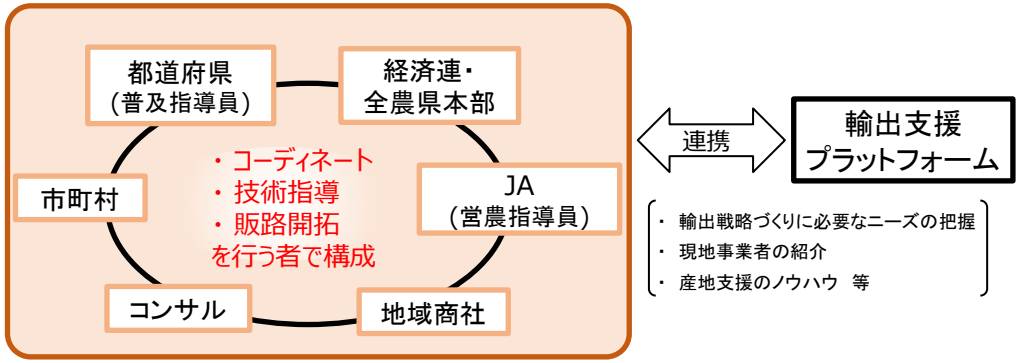

【対応が必要な輸出先国の規制の例（りんご）】

輸出先国	植物検疫	残留農薬基準値（例）(ppm)		輸出実績（R３）
		アセタミプリド	フェンバレレート	
香港	無	1	2	35億円
タイ	園地・選果場の登録	0.8	0.02	４億円
米国	園地・選果場の登録 ＋ ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査　等	1	不検出	2.5百万円
（参考）日本の残留農薬基準値		2	2	

２　生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

○　１の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するため、生産・流通体系の転換を行いながら農林水産物・食品を安定的に供給する大規模輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図るモデル的な取組を支援。

海外の規制・ニーズに対応した生産方法の転換

- 遊休農地等の活用による輸出向け生産の拡大
- 産地リレーや地域内生産者との連携による輸出向けロットの確保
- 海外でのニーズや付加価値が高い有機農産物等の生産・輸出の拡大

集荷から船積みまでの方法の転換

- 鮮度確保のためコールドチェーンを確保した産地直送型集荷体制の確立
- 輸送コスト軽減や大ロット輸出のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築　等

輸出産地の形成

2．「フラッグシップ輸出産地」（仮称）の選定

○ 海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を、求められる量で継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地」（仮称）を選定・公表し、輸出産地の更なる拡大・発展を後押し。

◆「フラッグシップ輸出産地」（仮称）の選定・公表

［対象となる産地］

・ 一次産業を主体としてまとまりをもって輸出に取り組む
  ① 農協・漁協
  ② 集落営農
  ③ 複数の生産者と連携する農業法人等

［選定要件］

・ 輸出先国・地域のニーズや、動植物検疫等の規制に対応した農林水産物を、求められる量で継続的に輸出していること 等

※ 農産物、畜産物、水産物、林産物別に、要件を検討

○ 「フラッグシップ輸出産地」を手本として**輸出産地の横展開**を図るとともに、生産者の輸出への意識向上を図る。

○ 「フラッグシップ輸出産地」に対しては、**海外バイヤーの招へい**、**みどり施策等の他施策を活用した支援**、**GFPによる輸出人材育成や人材マッチング等のサポートの強化**など、切れ目ない支援を行うことにより、その更なる拡大・発展を後押し。

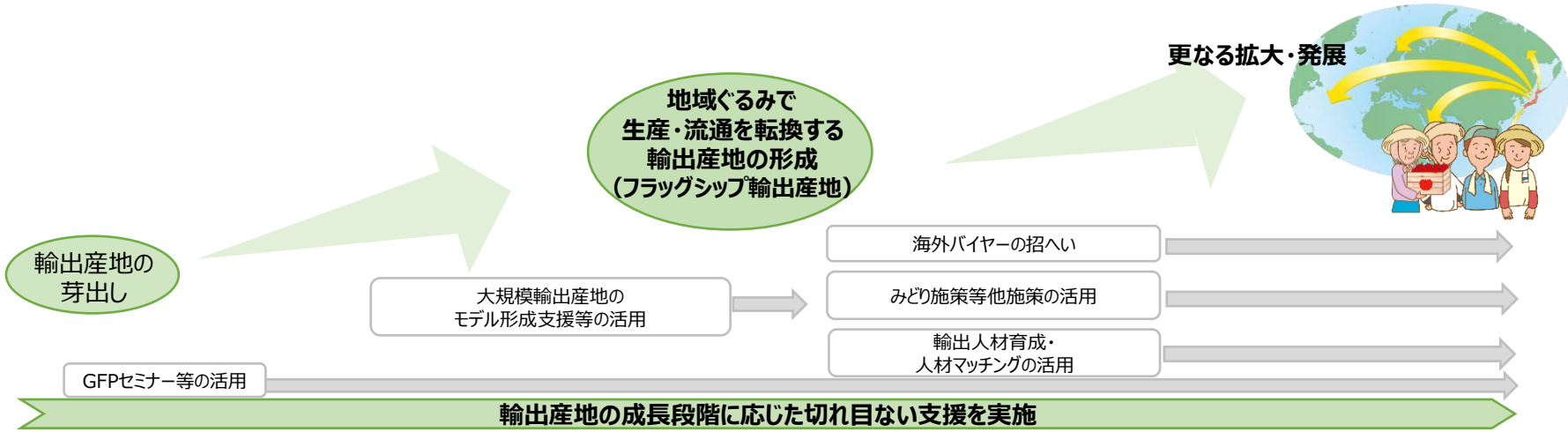

輸出産地の形成

３．輸出人材の育成・確保

○ 農林水産事業者等が、輸出先国の規制・ニーズ等の知識や情報を収集し、新たな商流を開拓することは容易でないことから、輸出の拡大に向け、輸出人材の育成・確保の取組を推進。

輸出人材の育成

○ 令和６年２月、AFJ日本農業経営大学校と連携して輸出に意欲的な農業者やJAグループ職員等を対象に輸出人材育成に関する実践的な講座を開設。

- 経験豊富な講師陣がアドバイスをする参加型ワークショップ中心の講座
- 分野を問わず広く活用でき、全国どこでも参加できるオンライン講座

輸出人材の確保

○ 輸出人材を求める農業者と貿易実務等に豊富な知見を有する専門人材とのマッチングが円滑に行われるように、今年度から、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）とプロフェッショナル人材戦略拠点とが連携した人材マッチングの取組をモデル的に実施。

- 静岡県、鹿児島県にて実証的に実施中
  (現在、２事業者にてマッチング成立済み)

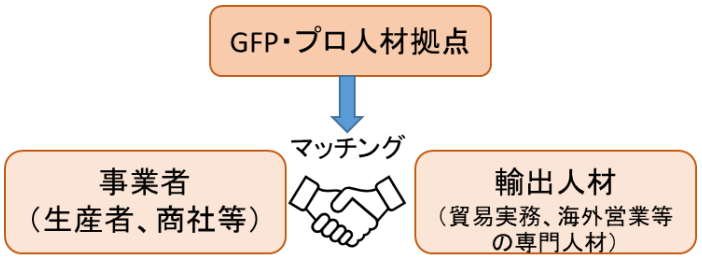

これら人材育成・確保に関する今年度の取組等の成果を検証し、来年度以降その取組を充実させる。

戦略的サプライチェーンの構築

1．品目団体の取組強化

○ 認定品目団体については、今後、規格策定等を通じた**物流効率化などに向けた取組を強化**するとともに、それらの会員が求めるサービスに見合った拠出金等の徴収や、会費の増大等により、輸出促進活動に必要な**自主財源の充実**を図ることを目指す。

◆令和４年10月の制度開始後、**27品目15団体**を認定。
（前回閣僚会合以降、11品目６団体を新たに認定）

認定団体名	対象とする輸出重点品目
（一社）全日本菓子輸出促進協議会	菓子
（一社）日本木材輸出振興協会	製材、合板
（一社）日本真珠振興会	真珠
日本酒造組合中央会	清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛
（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品
（一社）全国花き輸出拡大協議会	切り花
（一社）日本青果物輸出促進協議会	青果物７品目※
（公社）日本茶業中央会	茶
（一社）全日本錦鯉振興会	錦鯉
全国醤油工業協同組合連合会	醤油
全国味噌工業協同組合連合会	味噌
（一社）日本ほたて貝輸出振興協会	ホタテ貝
（一社）日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
（一社）日本畜産物輸出促進協会	牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品
全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうち カレールウ及びカレー調製品

※ りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜

◆物流効率化等のための包材等の規格化の取組

✓ 産地間で異なるかんしょや包材の規格を統一して実証を行い、リレー出荷による安定供給や物流効率化を図る。

◆自主財源の充実を見据えた取組

✓ オンライン商談会の取引ソフトウェアの開発及びオンラインでも真珠の品質を正確に表現できる撮影方法の検証を行い、業界内でのコンセンサスを得た上で手数料等の一部徴収を目指す。

戦略的サプライチェーンの構築

2．現地商流の開拓支援の強化

○　輸出支援プラットフォームを活用し、**日系以外も含めた現地商流に対する新規のアプローチを強化**するため、現地スーパーや飲食店を対象とした販売促進や商談会等の開催により商流構築を支援するとともに、品目団体の現地体制の強化を進める。

○　市場として有望な国・地域に**輸出支援プラットフォームの設置を拡大。**

（8か国・地域、14拠点⇒2023年度中にも10か国・地域、16拠点へ）

◆現地商流に対する新規のアプローチ強化

○　ベトナム・輸出支援プラットフォームが仲介し、現地の大型スーパー「MMメガマーケット・ベトナム」の店舗で日本産食品フェアを実施。

北海道産ホタテが一番の目玉

北海道産牛肉等を常時陳列

◆輸出支援プラットフォームの設置拡大

○　2023年12月５日、米国テキサス州ヒューストンにおいて、米国輸出支援プラットフォームのヒューストン拠点を立上げ。

○　2023年度中に、マレーシアとUAEにも設置予定。

◆輸出支援プラットフォームの設置状況

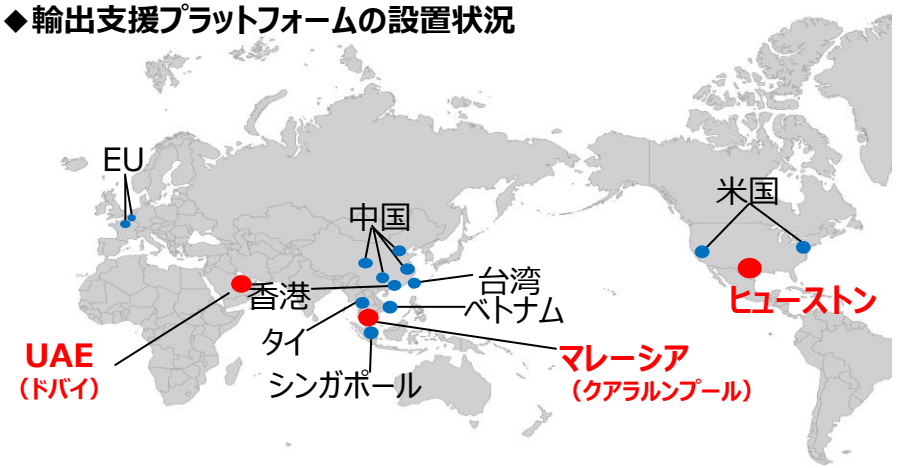

◆輸出先進国（米国）の取組事例

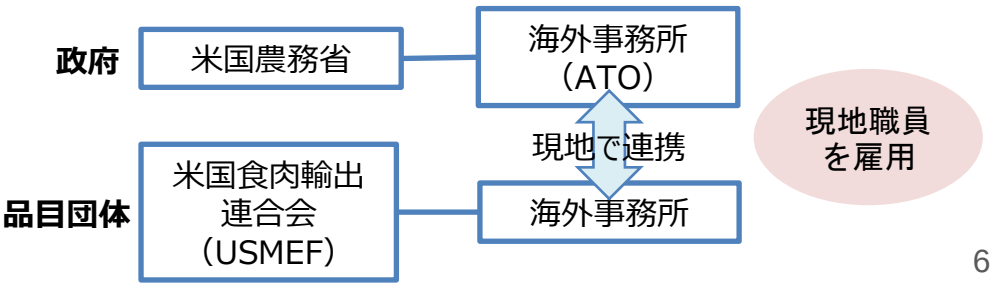

戦略的サプライチェーンの構築

3．海外展開プロジェクトの支援

○　農林水産物・食品の輸出に伴い海外で生じる利益を日本の食品産業事業者が取り込めるような海外展開を促すため、**投資に係るフィージビリティ・スタディへの支援**や公的機関による資金供給（海外事業展開に利子助成制度を創設）により、**海外現地における加工・流通施設等に対する投資案件の形成等を促進**。

◆　輸出の各段階におけるコスト構造例（シンガポールにおける日本酒のケース）

飲食店への販売

酒蔵出荷額（四合瓶）	1,500 円（卸業者へのマージン15%は除く）
物流コスト(船便)	560 円
酒税	760 円
輸入業者マージン(※)	800 円
飲食店マージン(※)	3,200～4,800 円
売値	6,820～8,420 円

日本の事業者の**海外展開**により、海外で生じる**利益を取り込む**。

注：上記は、2021年３月時点での聞き取り情報。典型的な純米吟醸酒（四合瓶1,500円）の飲食店での価格。１Sドル＝80円で計算。
輸入業者及び飲食店マージン（※）には、経費と利益が含まれる。

出典：JETRO海外流通実態調査（シンガポール）

◆　想定される海外展開の類型

①現地での加工、外食の展開 ⇨ ・ 付加価値を高めた販売の拡大 ・ 日本からの原材料の輸出拡大

②現地での物流構築 ⇨ ・ オペレーション効率化によるコスト縮減

③現地でのライセンス生産 ⇨ ・ ロイヤルティ収入の獲得

◆　投資案件形成の支援策

案件形成

事業性の判断に必要な調査
（フィージビリティ・スタディ※）

⇧

補助事業による支援

⇨

投資の実施

必要な資金の調達

⇧

公的機関による資金供給
政策金融公庫の輸出基盤強化資金（海外事業展開に利子助成制度を創設）　等
民間金融機関による融資

※フィージビリティ・スタディ：事業の実現可能性についての事前調査（市場調査（予測）、法務調査など。金融機関側が融資決定をする際の重要な判断材料）

日本の強みを守り「稼ぐ」ための知的財産対策強化

○ **海外ライセンス指針を策定し、優良品種の保護・管理を図りつつ、海外における生産・販売のライセンス契約を進める。**
○ **国内の品種の侵害防止の枠組み強化とこれを支える知財教育の充実により、知的財産を「稼ぎ」に変えていく。**

◆海外における周年供給ビジネスモデルの構築

○ 優良品種の保護・管理を徹底しつつ、**海外からのロイヤルティを新品種開発に投資するサイクルの確立**と、輸出先国における**周年供給ビジネスモデルの構築**に向け、**海外ライセンス指針を策定**（12月25日）。

○ 指針に則した戦略的な海外ライセンスを推進し、輸出先国での棚の確保につなげ**輸出促進に寄与**。

〔海外ライセンスイメージ〕

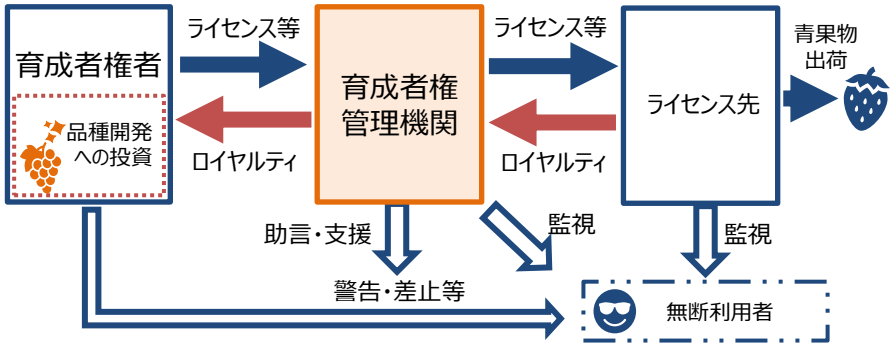

〔海外ライセンスと輸出による周年供給イメージ〕

ライセンス展開の考え方

ターゲット市場・品種の選定

✓ 輸送・検疫条件等により輸出できない市場、生産・出荷時期をずらす等により輸出と棲み分け・連携ができる市場を選定
✓ 海外市場でニーズが高い品種を開発・選定

生産国・パートナーの選定

✓ 侵害リスク低減のため、品種保護制度の有無やその運用実態、ライセンスビジネスの成熟度を考慮して生産国を選定。
✓ 我が国の輸出促進に理解があり、輸出との連携を図るための販売管理能力がある者、契約を遵守する信頼できる者を選定。

ライセンス契約のあり方

ライセンス契約の枠組み

✓ 川上の種苗業者・収穫物生産者と川下の流通販売業者を結びつける形で契約。例えば、
① 種苗業者、収穫物生産者、流通業者それぞれにライセンス
② 流通業者にライセンスし、当該流通業者が種苗増殖、収穫物生産をサブライセンス

契約に盛り込むべき事項

【競合の回避】
✓ 輸出と競合可能性が高い市場や日本への出荷制限
【無断栽培・侵害の防止】
✓ 種苗の増殖・転売の制限、栽培技術・ノウハウの秘密保持
✓ 無断栽培・流通の監視義務
✓ 流出時の損害賠償、ペナルティ措置　等

日本の強みを守り「稼ぐ」ための知的財産対策強化

◆国内における優良品種の侵害防止強化

○　戦略的な海外ライセンスの実効性を確保するため、**足下の国内における優良品種の取引や栽培技術の管理を徹底するための具体的な枠組みを検討**。

○　フリマサイトにおける登録品種の個人間取引の増大など、昨今の取引実態の変化に対応し得る**管理モデルの構築**に向け、**国内ライセンス指針を策定。**

◆日本産品保護に向けた模倣品対策

○　日本産品の模倣品対策強化のため、被害の多い地域の**輸出支援プラットフォーム**から**通報窓口を順次設置**（タイ（11月）、中国（北京・上海・広州・成都）、香港（12月）に設置）。

◆知財マネジメントの実践に向けた人材育成

○　優良品種の管理モデルの実効性向上、栽培技術等の営業秘密、ブランド等の知的財産の戦略的な保護・活用を推進するため、関係者の**知的財産教育を充実。**

○　現場の知財活用をサポートする**農業知財専門人材の育成・確保**を推進。

■ 国内における優良品種の流通管理モデル（例）

苗木の販売先を農業者に限定し、不特定者による登録品種の取扱いを抑止

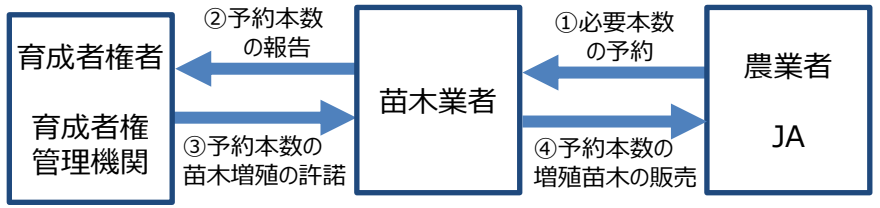

■ 輸出支援プラットフォームにおける疑義情報受付

〈疑義情報〉 ⇨ **輸出支援プラットフォームに受付窓口設置**

相談対応

①海外の商標権・GIに基づく警告状発出への支援
②海外の商標・GIへの申請取得への支援
③産地偽装等が疑われる産品は、現地当局への情報提供や働きかけ

＜特許庁・外務省・JETROと連携＞

海外で発見された「神戸牛」と謳う豪州産牛肉

■ 現場における知財教育の推進イメージ

農業・食品現場への知財基礎研修の実施

現場の知財意識の向上

↑

研修・出前授業

対象：自治体、生産者団体、育成者権者等

特許庁・石川県との連携協定に基づく、県職員向け知財研修

具体的な保護・活用方法を相談 ⇄ アドバイス

知財のアドバイスができる知財専門家の育成

農水知財に詳しい専門人材を育成

↑

農水知財の流出・侵害事例等を用いた実践的研修

対象：弁護士・弁理士等知財の基礎知識をもつ者

農林水産物・食品の輸出に関するお問い合わせ先

農林水産物・食品の輸出促進対策

輸出全体：https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

- **農林水産物・食品輸出本部　：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html**
- **各種証明書・施設認定　　：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html**
- **放射性物質に係る規制・対応：https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html**

更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。